（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（法務省）

1　本庄区検察庁、東金区検察庁、笠間区検察庁、古河区検察庁、群馬富岡区検察庁、熱海区検察庁、大阪池田区検察庁、茨木区検察庁、東大阪区検察庁、枚方区検察庁、富田林区検察庁、加古川区検察庁、甲賀区検察庁、春日井区検察庁、新城区検察庁、小林区検察庁及び湯沢区検察庁の位置を改正することとした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第六七号）（文部科学省）

1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和七年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十六号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表本庄簡易裁判所の項中「本庄市」を「熊谷市」に改め、同表東金簡易裁判所の項中「東金市」を「匝瑳市」に改め、同表笠間簡易裁判所の項中「笠間市」を「水戸市」に改め、同表古河簡易裁判所の項中「古河市」を「下妻市」に改め、同表群馬富岡簡易裁判所の項中「富岡市」を「高崎市」に改め、同表熱海簡易裁判所の項中「熱海市」を「沼津市」に改め、同表大阪池田簡易裁判所の項中「池田市」を「大阪市」に改め、同表茨木簡易裁判所の項中「茨木市」を「大阪市」に改め、同表東大阪簡易裁判所の項中「東大阪市」を「大阪市」に改め、同表枚方簡易裁判所の項中「枚方市」を「大阪市」に改め、同表富田林簡易裁判所の項中「富田林市」を「羽曳野市」に改め、同表右京簡易裁判所の項中「京都市右京区」を「京都市上京区」に改め、同表宇治簡易裁判所の項中「宇治市」を「京都市上京区」に改め、同表加古川簡易裁判所の項中「加古川市」を「姫路市」に改め、同表甲賀簡易裁判所の項中「甲賀市」を「大津市」に改め、同表春日井簡易裁判所の項中「春日井市」を「名古屋市」に改め、同表新城簡易裁判所の項中「新城市」を「豊橋市」に改め、同表小林簡易裁判所の項中「小林市」を「都城市」に改め、同表湯沢簡易裁判所の項中「湯沢市」を「横手市」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂